

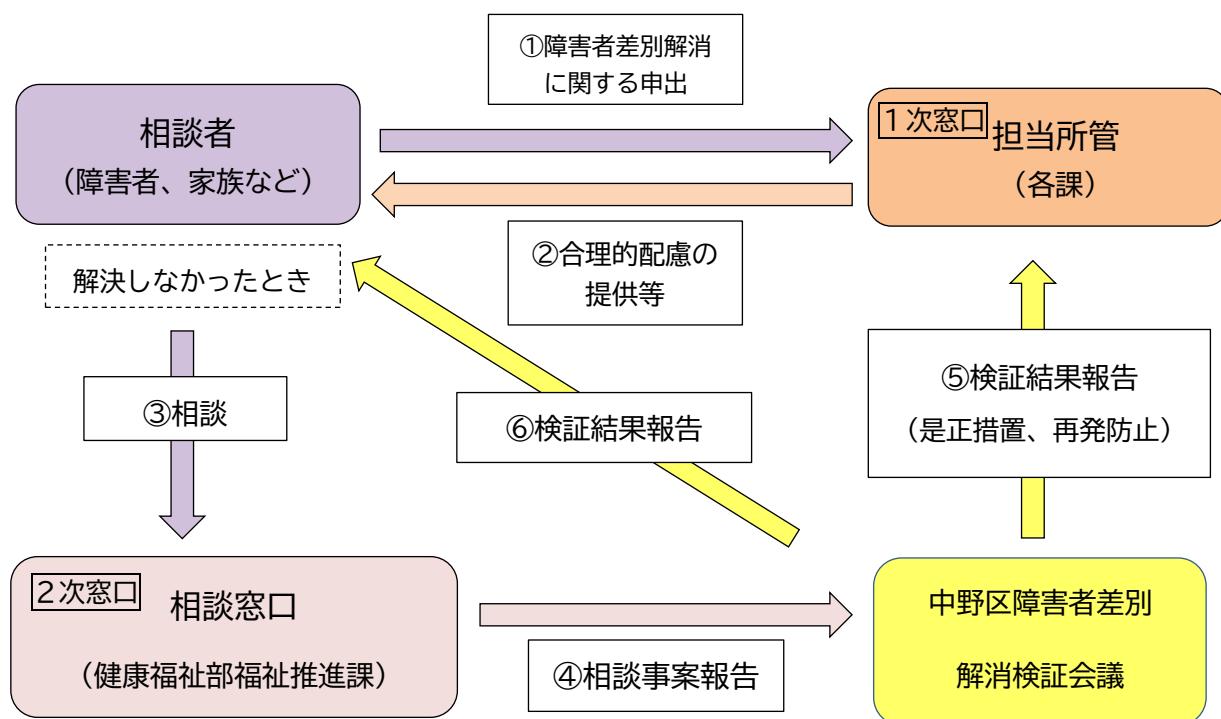
## 中野区における障害者差別解消に関する相談窓口について

### ◎担当所管における相談（1次窓口）

中野区では担当所管（各課）において、相談者からの障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する相談に応じます。

### ◎相談窓口における相談（2次窓口）

1次窓口で解決にいたらなかったときは、健康福祉部福祉推進課にある相談窓口（2次窓口）で相談に応じます。2次窓口で相談を受けた事案は、「障害者差別解消検証会議」を開催し、区の対応を検討します。必要があると認めるときは、担当所管（各課）において速やかに是正措置及び再発防止を図ります。



### 【相談窓口（2次窓口）】

福祉推進課庶務係

TEL 03-3228-8757 FAX 03-3228-5662

メール [fukusisuisin@city.tokyo-nakano.lg.jp](mailto:fukusisuisin@city.tokyo-nakano.lg.jp)

### 【その他障害者差別解消に関するここと】

障害福祉相談窓口

TEL 03-3228-8832 FAX 03-3228-5662

メール [shogaihukusi@city.tokyo-nakano.lg.jp](mailto:shogaihukusi@city.tokyo-nakano.lg.jp)